

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当）

第 1 号事業重要事項説明書

〈令和 8 年 6 月 1 日現在〉

1, 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0279-25-7152

時間 午前8時30分から午後5時30分まで

担当 生活相談員 菅野 駿弥

＊ご不明な点は、何でもおたずねください。

2, デイサービスセンターやまゆりの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	デイサービスセンターやまゆり
所在地	北群馬郡榛東村大字広馬場1, 797番地1
介護保険事業所番号	第1号通所事業 介護予防通所介護（群馬県1072200296号）

(2) 同センターの職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	施設長資格	1		管理全般	1
生活相談員	社会福祉士・主事 介護福祉士	1兼務3		生活相談	4
機能訓練指導員	正看護師・准看護師	兼務2		機能訓練	2
事務職員		3	1	事務	4
看護職	正看護師・准看護師	兼務3		健康管理	3
介護職	正看護師 准看護師	兼務1		介護	1
	介護福祉士	2兼務2	1	介護	5
	1、2級修了者			介護	
	3級修了者				
	その他			介護	

(3) 同施設の設備の概要

定員	24名	静養室	1室6床
送迎車	10台	食堂機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽と機械浴槽があります。	介護者教室	1室

(4) 営業時間

日曜日以外	午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分まで サービス提供時間 (9 : 15 ~ 16 : 30)
日曜日	定休日 * 年末年始休業あり

(5) 通常の事業の実施地域

前橋市 (旧粕川村、旧大胡町、旧宮城村を除く)、高崎市 (旧倉淵村、旧榛名町、旧新町を除く)、渋川市 (旧小野上村を除く)、吉岡町、榛東村の区域とする。

3、サービスの内容

入 浴 利用日に入浴できます。

10 : 00 ~ 11 : 30

ただし利用者の状態により、特別浴となる場合があります

食 事

11 : 30 ~ 12 : 30

食堂でおとりいただきます。

理美容サービス

当施設では毎月理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

レクリエーション

当センターでは、毎月様々な行事を行います。行事参加者には別途費用 (材料費・入場料・参加費等) をご負担いただく場合があります。

4、料 金

1) 基本料金 (介護予防通所介護)

要介護度	一月あたりの自己負担分
事業対象者 要支援 1	¥ 1, 7 9 8
事業対象者 要支援 2	¥ 3, 6 2 1

2) 科学的介護推進体制加算 1 月につき 4 0 単位

3) サービス提供体制強化加算 (I) 1

1 月につき ・要支援 1・・・8 8 単位 ・要支援 2・・・1 7 6 単位

4) 介護職員等処遇改善加算 (I) 1 月につき所定単位数の 1 2. 0 % に相当する単位

5) 同一建物に対する減算 1 月につき 要支援 1 : 3 7 6 単位

要支援 2 : 7 5 2 単位

6) 食 費 6 6 0 円 (全額自己負担)

7) その他

希望・使用者のみ

① 理美容代 1 回 ¥ 2, 2 0 0

② 日用品費 実 費 (個人の嗜好にかかわるもの)

③ 教養娯楽費 行事参加費（入園料等） 実費

④おむつ代 紙おむつ 1 枚 125 円

パット 1 枚 35 円

紙パンツ 1 枚 120 円

※地域区分…7 級地 1 単位あたりの単価は 10. 14 円となります。

※表記は 1 割負担となっておりますが、介護負担割合証の記載が 2 割又は 3 割となっている方は、記載されている割合の金額をご負担いただくこととなります。（食費等の実費は除く）

《支払い方法》

毎月 10 日までに、前月分の料金の計算ができますので、いずれかの方法でお支払いください。

お支払いいただいた利用料に対して領収書を発行いたします。

①群馬銀行口座自動引き落とし

指定金融機関（群馬銀行全支店）口座からの自動引き落とし（手数料 55 円は利用者様負担となります）

②集金又は窓口での現金払い

③下記指定口座へのお振込み（振込手数料は利用者様負担となります）

・振込先：群馬銀行 榛東支店

・預金種目：普通預金

・口座番号：0172988

・受取人 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 しんえいかい 榛永会

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込み下さい、法人職員がお伺いいたします。介護予防通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスを開始いたします。

*居宅介護サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に介護 支援専門員にご相談下さい。

（2）サービスの終了

1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する 7 日前までに文書でお申し出下さい。

2) 当法人の都合によりサービスを終了する場合

3) 自動終了

①お客様が要介護認定の更新で非該当（自立）と認定された場合

②お客様が他の介護保険施設に入所した場合

③お客様が死亡した場合

4) その他

お客様は、次の事由に該当した場合文書で通告することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①当センターが正当な理由無くしてサービスを提供しない場合

- ②当センターが守秘義務に違反した場合
- ③当センターがおお客様やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④当センターが破産した場合

当センターは、次の事由に該当した場合、お客様に文書で通知することにより、直ちに、この契約を解約する事ができます。ただし、お客様が現にサービスを利用している期間中は、3日の予告期間をおきます。

- ⑤お客様のサービス利用料金の支払いが正当な理由なくして3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
- ⑥お客様が、正当な理由無くしてサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又はお客様の入院、もしくは病気等により、3ヶ月以上サービスの利用ができない状態にあることが明らかになった場合
- ⑦お客様が、当センターやサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

6、当センターのサービスの特徴

1) 基本理念

- ・総合的ケアサービスの充実
- ・利用者の家庭復帰と在宅ケアの支援
- ・地域と共に生きる開かれた施設

2) 運営方針

- ・もう一つの我が家と生きる喜びを創ります。
- ・入居者とご家族に安心を提供します。
- ・利用者と地域と職員の和を大切にします。

3) センター利用に当たっての留意事項

・送迎時間の連絡

送迎の時間は、利用日の予約時に予定をお知らせしますが、車両の都合、天候等により変更になる場合は送迎出発時にご連絡します。

・体調確認

風邪、病気などの場合はサービス提供をお断りすることがあります。

・体調不良等によるサービスの中止・変更

センターでの体調チェックにより体調が悪いと判断された場合、サービス内容の変更・中止をさせていただく場合があります。この場合ご家族にご連絡のうえ適切に対処させていただきます。

・食事のキャンセル

体調不良等により食事をキャンセルする場合は朝の送迎時にお申し付け下さい。食事費用・キャンセル料は不要です。

・時間の変更

サービス提供時間の変更は介護支援専門員とご相談の上お申し出下さい。当日のやむを得ない時間変更は、職員にお申し付け下さい。

送迎等のご家族になる場合もございます。

- ・設備器具の利用

浴室、機能回復訓練器具の使用等は職員の立ち会いのもとご利用下さい。

7、緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先	
氏 名	
連絡先住所	
電 話 番 号	
続 柄	

8、非常災害対策

- ・火災、災害時は自衛消防隊組織による対応
- ・夜間は夜勤者、宿直者による、消防機関への連絡対応
- ・防火設備

スプリンクラー、自動火災警報装置、消火器、消火栓、防火戸

- ・防災訓練 年2回
- ・防火管理責任者 事務長
- ・当施設は榛東村の防災拠点に指定

9、相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出下さい。

サービス相談窓口

電話番号 0279-25-7152 デイサービスセンターやまゆり

受付時間 月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時30分まで

各市町村の相談・苦情相談窓口等でも受け付けています。

- ・群馬県国民健康保険団体連合会

所在地 前橋市元総社町 335 番地 8

電話番号 027-290-1319

- ・榛東村役場 健康・保険化 介護保険係

所在地 北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1

電話番号 0279-54-2211

- ・前橋市役所 福祉部介護高齢課 介護保険室

所在地 前橋市大手町 2 丁目 12 番地 1 号

- ・高崎市役所 福祉部長寿社会課 介護保険室
所在地 高崎市高松町 35 番地 1
電話番号 0 2 7 - 3 2 1 - 1 1 1 1
- ・渋川市役所 保健福祉部高齢福祉課 介護保険係
所在地 渋川市石原 80 番地
電話番号 0 2 7 9 - 2 2 - 2 1 1 1
- ・吉岡町役場 健康福祉課福祉室
所在地 北群馬郡吉岡町下野田 5 6 0 番地
電話番号 0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1

③第三者評価の有無 . . . 無

10、当法人の概要

名 称 社会福祉法人 榛永会
所 在 地 北群馬郡榛東村大字広馬場 1 7 9 7 番地 1
代 表 者 理事長 高 橋 正
設 立 平成 1 4 年 7 月 1 5 日
定款に定めた事業

1、第 1 種社会福祉事業

特別養護老人ホームしんとう苑
軽費老人ホームケアハウスぶどう苑

2、第 2 種社会福祉事業

老人短期入所事業
老人デイサービス事業

3、公益事業

居宅介護支援事業
介護福祉士修学資金等貸付事業を利用する介護人材の連帯保証

施設等	特別養護老人ホーム	1 カ所
	短期入所生活介護	1 カ所
	通所介護	1 カ所
	居宅介護支援事業所	1 カ所

令和 年 月 日

サービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要な事項の説明を行い、交付しました。今後この重要事項説明書に変更が生じた場合は、文書にてお知らせし、同意を頂くこととします。

事業者 北群馬郡榛東村大字広馬場 1 7 9 7 番地 1
社会福祉法人 榛永会
デイサービスセンターやまゆり

管 理 者 田 辺 亮 印

説明者 所属 デイサービスセンターやまゆり

氏名 菅 野 駿 弥 印

私は、契約書及び本書面により、事業者よりサービス利用についての重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

代理人 住所

氏名 _____ 印 _____